

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年9月17日(2009.9.17)

【公開番号】特開2008-29748(P2008-29748A)

【公開日】平成20年2月14日(2008.2.14)

【年通号数】公開・登録公報2008-006

【出願番号】特願2006-209034(P2006-209034)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 0 4 B

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月30日(2009.7.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域が形成され、当該遊技領域に向けて打ち込まれた遊技球が流下可能な遊技盤と、

前記遊技盤の遊技領域に設けられ、遊技球を受け入れ可能な始動口と、

前記遊技盤の遊技領域に設けられ、遊技球を受け入れ困難な閉状態と当該閉状態よりも遊技球を受け入れ容易な開状態との間で開閉動作可能な開閉装置と、

前記始動口への遊技球の入球があったか否かの判断を行う始動判断手段、及び

前記開閉装置による開閉動作が行われる遊技をラウンド遊技とするとき、前記始動判断手段により前記始動口への遊技球の入球があった旨判断されることに基づいて、前記ラウンド遊技が所定回数だけ繰り返し実行される特別遊技の実行契機となる特別当たりについての当落にかかる抽選処理を行う抽選手段、及び

前記抽選手段により前記特別当たりが当選されることに基づいて前記ラウンド遊技が所定回数だけ繰り返し実行される特別遊技を行う特別当たり遊技実行手段、及び

前記開閉装置への遊技球の入球があったか否かの判断を行う入賞判断手段、及び

前記入賞判断手段により前記開閉装置への遊技球の入球があった旨判断されたとき、当該判断が有効であるか否かを判定する有効判定手段、及び

前記有効判定手段によって前記入賞判断手段による前記判断が有効でない旨判断されたとき、遊技が不正に行われた旨を示す不正遊技情報を送出する不正遊技情報送出手段、及び

前記入賞判断手段により前記開閉装置への遊技球の入球があった旨判断されたとき、前記有効判定手段による判定の結果にかかわらず、遊技球の付与制御を行うべき旨の払出コマンドを送出する払出コマンド送出手段、を1つの基板上に備えて構成される主制御基板と、

前記主制御基板の前記払出コマンド送出手段から送出される前記払出コマンドを受信するとともに、前記払出コマンドを受信したときは、該払出コマンドに応じた賞球数だけ遊技者に遊技球を払い出す払出制御を行う払出制御手段、を1つの基板上に備えて構成される払出制御基板と、

前記主制御基板の前記不正遊技情報送出手段から送出される前記不正遊技情報を受信す

るとともに、該不正遊技情報に基づいて遊技が不正に行われた旨を示説する不正示説手段と、を備え、

前記開閉装置は、第1の開閉装置及び第2の開閉装置から少なくとも構成されており、

前記入賞判断手段は、前記第1の開閉装置への遊技球の入球があったか否かの判断、及び前記第2の開閉装置への遊技球の入球があったか否かの判断をそれぞれ行うものであり、

前記特別当たり遊技実行手段は、前記開閉装置のうちの前記第1の開閉装置のみが開閉動作される第1のラウンド遊技、及び前記開閉装置のうちの前記第2の開閉装置のみが開閉動作される第2のラウンド遊技、を前記ラウンド遊技として予め定められた順序をもって切り替えつつ実行することによって前記特別遊技を行うものであり、

前記払出コマンド送出手段は、前記入賞判断手段により前記第1の開閉装置への遊技球の入球があった旨判断されるときは前記払出コマンドとしての第1の払出コマンドを前記主制御基板から送出するとともに、前記入賞判断手段により前記第2の開閉装置への遊技球の入球があった旨判断されるときは前記払出コマンドとしての第2の払出コマンドを前記主制御基板から送出するものであり、

前記払出制御手段は、前記主制御基板の前記払出コマンド送出手段から送出される前記第1の払出コマンドを受信したときと前記第2の払出コマンドを受信したときとで遊技者に払い出される遊技球の数が異なるように前記払出制御を行う遊技機であって、

前記有効判定手段は、

前記入賞判断手段により前記第1の開閉装置への遊技球の入球があった旨判断される都度、前記第1の開閉装置への遊技球の入球数を更新記憶する第1の入球数算出手段と、

前記入賞判断手段により前記第2の開閉装置への遊技球の入球があった旨判断される都度、前記第2の開閉装置への遊技球の入球数を更新記憶する第2の入球数算出手段と、

前記特別遊技に際し、当該特別遊技の実行期間中に前記開閉装置に入球され得る遊技球の数としての上限数を前記第1の開閉装置及び前記第2の開閉装置の別に対応付けして設定する上限数設定手段と、を備え、

前記上限数設定手段は、前記特別当たり遊技実行手段により実行されるラウンド遊技が前記予め定められた順序をもって切り替えられる都度、該切り替えられるラウンド遊技の種類に応じて前記第1の開閉装置及び前記第2の開閉装置の別に対応付けられている前記上限数をそれぞれ可変設定するものであり、

前記特別遊技の実行期間中は、前記第1の入球数算出手段により更新記憶された入球数がその時点で前記第1の開閉装置に対応付けされている前記上限数を超えること、及び前記第2の入球数算出手段により更新記憶された入球数がその時点で前記第2の開閉装置に対応付けされている前記上限数を超えること、のいずれかの条件が満たされることに基づいて前記入賞判断手段による前記判断が有効でない旨判定するようにしたこと

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第1の開閉装置は、前記始動口よりも上側にて配設されてなり、

前記第2の開閉装置は、前記始動口よりも下側にて配設されてなる

請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記抽選手段は、前記始動判断手段により前記始動口への遊技球の入球があった旨判断されることに基づいて乱数を取得し、該取得した乱数に基づいて前記抽選処理を行うものである

請求項1または2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

前記課題を解決するため、請求項1に記載の発明では、遊技領域が形成され、当該遊技領域に向けて打ち込まれた遊技球が流下可能な遊技盤と、前記遊技盤の遊技領域に設けられ、遊技球を受け入れ可能な始動口と、前記遊技盤の遊技領域に設けられ、遊技球を受け入れ困難な閉状態と当該閉状態よりも遊技球を受け入れ容易な開状態との間で開閉動作可能な開閉装置と、前記始動口への遊技球の入球があったか否かの判断を行う始動判断手段、及び前記開閉装置による開閉動作が行われる遊技をラウンド遊技とするとき、前記始動判断手段により前記始動口への遊技球の入球があった旨判断されることに基づいて、前記ラウンド遊技が所定回数だけ繰り返し実行される特別遊技の実行契機となる特別当たりについての当落にかかる抽選処理を行う抽選手段、及び前記抽選手段により前記特別当たりが当選されることに基づいて前記ラウンド遊技が所定回数だけ繰り返し実行される特別遊技を行う特別当たり遊技実行手段、及び前記開閉装置への遊技球の入球があったか否かの判断を行う入賞判断手段、及び前記入賞判断手段により前記開閉装置への遊技球の入球があった旨判断されたとき、当該判断が有効であるか否かを判定する有効判定手段、及び前記有効判定手段によって前記入賞判断手段による前記判断が有効でない旨判断されたとき、遊技が不正に行われた旨を示す不正遊技情報を送出する不正遊技情報送出手段、及び前記入賞判断手段により前記開閉装置への遊技球の入球があった旨判断されたとき、前記有効判定手段による判定の結果にかかわらず、遊技球の付与制御を行うべき旨の払出コマンドを送出する払出コマンド送出手段、を1つの基板上に備えて構成される主制御基板と、前記主制御基板の前記払出コマンド送出手段から送出される前記払出コマンドを受信するとともに、前記払出コマンドを受信したときは、該払出コマンドに応じた賞球数だけ遊技者に遊技球を払い出す払出制御を行う払出制御手段、を1つの基板上に備えて構成される払出制御基板と、前記主制御基板の前記不正遊技情報送出手段から送出される前記不正遊技情報を受信するとともに、該不正遊技情報に基づいて遊技が不正に行われた旨を示説する不正示説手段と、を備え、前記開閉装置は、第1の開閉装置及び第2の開閉装置から少なくとも構成されており、前記入賞判断手段は、前記第1の開閉装置への遊技球の入球があったか否かの判断、及び前記第2の開閉装置への遊技球の入球があったか否かの判断をそれぞれ行うものであり、前記特別当たり遊技実行手段は、前記開閉装置のうちの前記第1の開閉装置のみが開閉動作される第1のラウンド遊技、及び前記開閉装置のうちの前記第2の開閉装置のみが開閉動作される第2のラウンド遊技、を前記ラウンド遊技として予め定められた順序をもって切り替えつつ実行することによって前記特別遊技を行うものであり、前記払出コマンド送出手段は、前記入賞判断手段により前記第1の開閉装置への遊技球の入球があった旨判断されるときは前記払出コマンドとしての第1の払出コマンドを前記主制御基板から送出するとともに、前記入賞判断手段により前記第2の開閉装置への遊技球の入球があった旨判断されるときは前記払出コマンドとしての第2の払出コマンドを前記主制御基板から送出するものであり、前記払出制御手段は、前記主制御基板の前記払出コマンド送出手段から送出される前記第1の払出コマンドを受信したときと前記第2の払出コマンドを受信したときとで遊技者に払い出される遊技球の数が異なるように前記払出制御を行う遊技機であって、前記有効判定手段は、前記入賞判断手段により前記第1の開閉装置への遊技球の入球があった旨判断される都度、前記第1の開閉装置への遊技球の入球数を更新記憶する第1の入球数算出手段と、前記入賞判断手段により前記第2の開閉装置への遊技球の入球があった旨判断される都度、前記第2の開閉装置への遊技球の入球数を更新記憶する第2の入球数算出手段と、前記特別遊技に際し、当該特別遊技の実行期間中に前記開閉装置に入球され得る遊技球の数としての上限数を前記第1の開閉装置及び前記第2の開閉装置の別に対応付けして設定する上限数設定手段と、を備え、前記上限数設定手段は、前記特別当たり遊技実行手段により実行されるラウンド遊技が前記予め定められた順序をもって切り替えられる都度、該切り替えられるラウンド遊技の種類に応じて前記第1の開閉装置及び前記第2の開閉装置の別に対応付けされている前記上限数をそれぞれ可変設定するものであり、前記特別遊技の実行期間中は、前記第1の入球数算出手段により更新記憶された入球数がその時点で前記第1の開閉装置に対応付けされている前

記上限数を超えること、及び前記第2の入球数算出手段により更新記憶された入球数がその時点で前記第2の開閉装置に対応付けされている前記上限数を超えること、のいずれかの条件が満たされることに基づいて前記入賞判断手段による前記判断が有効でない旨判定することを要旨とする。

また、請求項2に記載の発明では、請求項1に記載の遊技機において、前記第1の開閉装置は、前記始動口よりも上側にて配設されてなり、前記第2の開閉装置は、前記始動口よりも下側にて配設されてなることを要旨とする。

また、請求項3に記載の発明では、請求項1または2に記載の遊技機において、前記抽選手段は、前記始動判断手段により前記始動口への遊技球の入球があった旨判断されることに基づいて乱数を取得し、該取得した乱数に基づいて前記抽選処理を行うものであることを要旨とする。